

令和8年9月

マネー・ローンダリング・テロ資金供与及び金融犯罪対策強化に向けた取組について

代表理事組合長 原山 寅雄

近年、フィッシング詐欺等の金融犯罪が増加し、詐欺被害防止に取り組んでいるものの犯罪の手口は巧妙化・多様化しており、特殊詐欺等による被害は拡大し社会問題化しております。

当組合では、金融機関としての信頼を確保すること、組合員・利用者の皆さまの大切な財産を金融犯罪からお守りすることを目的に、マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策（以下、マネロン対策）や反社会的勢力等との取引排除を経営戦略における重要な課題の一つとして位置付け、政府指針や関係法令等を遵守して一層力を入れて取組めます。

口座開設審査等、適切な取引時確認実施による取引モニタリングを強化し、継続的顧客管理の定着に努め、リスク評価に基づいた措置を講じるとともにモニタリングで判明した疑わしい取引については、速やかに届出を行い、状況等をリスク管理強化に活用します。

金融機関に求められている「継続的顧客管理」についても、職業や取引目的等にかかる最新の顧客情報を確認してまいります。

また、特殊詐欺被害防止の為、「警察への通報基準」に従って当該基準に抵触する場合は通報し、組合員・利用者の皆さまの財産をお守りする為、地元警察署と連携します。

当組合では、実効性のある管理態勢を確立する為に、役員は主体的・積極的にマネロン対策に関与し、適切な措置を適時に実施できるよう対応の高度化を図ります。

専門部署と金融犯罪対策リーダーが中心となり専門性や経験を踏まえた経営レベルでの人員確保や役職員に対して、役割に応じた適切・継続的な研修・教育を行い、組合全体でマネロン対策や金融犯罪強化にかかる専門性・適合性の維持・向上に努め、組合員・利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう取り組んでまいります。